

2020 年 4 月 20 日時点版

新型コロナウイルス感染症に 関わる支援制度

部落解放同盟京都府連合会

支援制度に関するご相談は下記まで

 **075-415-1030**

 **075-415-1031**

■目 次

1 市民向けの支援制度

- ①【社会福祉協議会】生活福祉資金貸付制度…………… 2
（緊急小口資金） （総合支援資金）
- ②【京都府】働きながら子育てをする保護者のための労働相談窓口 …… 2

2 事業者向けの支援制度

- ③【経済産業省】中小企業への支援について(セーフティネット保証 4 号・保証 5 号)・ 3
 - ④【経済産業省】中小企業への支援について(危機関連保証) …… 3
 - ⑤【京都府】新型コロナウイルス対応緊急資金融資（普通保証） …… 4
 - ⑥【京都府】災害対策緊急資金（セーフティネット保証 4 号） …… 5
 - ⑦【京都府】あんしん借換資金（危機関連枠） …… 5
 - ⑧【京都府】中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援補助金
（中小企業、小規模企業等） …… 6
 - ⑨【京都府】中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援補助金
（農林水産業者等） …… 6
 - ⑩【日本政策金融公庫】新型コロナウイルス対策マル経 …… 7
 - ⑪【日本政策金融公庫】新型コロナウイルス感染症特別貸付 …… 7
 - ⑫【厚生労働省】雇用調整助成金（特別措置） …… 8
 - ⑬【経済産業省】持続化給付金（今後に予定されているメニュー） …… 8
 - ⑭【日本政策金融公庫】衛生環境激変対策特別貸付 …… 9
 - ⑮【厚生労働省】小学校等の臨時休業に伴う保護者支援
（委託を受けて個人で仕事をする方向け） …… 9
 - ⑯【厚生労働省】小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援
（労働者に休暇を取得させた事業者向け） …… 10
 - ⑰【日本政策金融公庫】農林漁業セーフティネット資金 …… 10
 - ⑱【日本政策金融公庫】経営体育成強化資金 …… 11
 - ⑲【農林水産省・京都府】農業近代化資金 …… 12
- （参考資料） P 13・14 は京都府内社会福祉協議会の相談窓口一覧

1 市民向けの支援制度

制度の名称	① 【社会福祉協議会】生活福祉資金貸付制度
支援の内容	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方に貸付します。 ・生活福祉資金（実施主体は社会福祉協議会） （１）緊急小口資金 【貸付条件】 無利子 保証人不要 【貸付額】 10万円以内 ※学校等の休業等の影響を受けた世帯は特例 20万円以内 【償還期限】 2年以内（据置期間1年以内） （２）総合支援資金（生活支援費） 【貸付条件】 無利子 保証人不要 【貸付額】 2人以上世帯 月20万円以内 単身世帯 月15万円以内 【貸付期間】 原則3か月 【償還期限】 10年以内（据置期間1年以内） 《💡ポイント》 感染症関連の特例措置として、従来制度から対象要件の緩和、貸付限度額の拡大、据置期間・償還期限の延長など使いやすくなっています。更に、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができるとなっています。
活用できる方	生活にお困りの方
問い合わせ	お住まいの市町村の社会福祉協議会（本冊子のP13・14を参照）

制度の名称	② 【京都府】働きながら子育てをする保護者のための労働相談窓口
支援の内容	新型コロナウイルス感染症対策のための、小中高等学校及び特別支援学校の一斉臨時休業を受け、働きながら子育てをする保護者等の労働相談窓口が設置されています。 【相談日】 （月曜日から金曜日） 9時00分～13時00分、14時00分～21時00分 （土曜日） 9時00分～13時00分、14時00分～17時00分
連絡先	京都府労働相談所 ☎ 0120-786-604 ☎ 075-661-3253

2 事業者向けの支援制度

制度の名称	③ 【経済産業省】 ※保証枠の拡大 中小企業への支援について（セーフティネット保証4号・保証5号）
支援の内容	新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者の資金繰り支援のため、普通保証と別枠の保証が利用可能となりました。 ■セーフティネット保証4号(突発的災害等) 【対象】売上高が前年同月比20%以上減少の場合など 【内容】普通枠と別枠で借入債務の100%を保証 ■セーフティネット保証5号(業況の悪化している業種) 【対象】売上高が前年同月比5%以上減少の場合など 【内容】普通枠とは別枠で借入債務の80%を保証
問い合わせ	市町村の産業振興担当部署

制度の名称	④ 【経済産業省】 ※保証枠の拡大 中小企業への支援について（危機関連保証）
支援の内容	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上等が減少している中小企業者・小規模事業者を対象に、信用保証協会が普通保証、セーフティネット保証とは別枠で保証するものです。 【対象】売上高が前年同月比15%以上減少する中小企業・小規模事業者など 【内容】セーフティネット保証とはさらに別枠で100%を保証
問い合わせ	市町村の産業振興担当部署

制度の名称	⑤ 【京都府】 新型コロナウイルス対応緊急資金融資（普通保証）												
支援の内容	新型コロナウイルス感染症の発生による影響を受け、業績が悪化している中小企業者等の経営を支援するため、京都府が実施する融資制度 <table border="1" data-bbox="375 539 1374 1559"> <tr> <td data-bbox="375 539 624 965">融資対象者</td><td data-bbox="624 539 1374 965"> 京都府内に事業所等があり、府内で 6 か月以上継続して同一事業を行っている事業者で、以下の要件のいずれかを満たす中小企業者等 (1)直近 1 箇月間の売上高等が前年同期と比して 10%以上減少している者 (2)直近 1 箇月間の原材料費等が前年同期と比して 10%以上高騰しており、かつ、経営状況が悪化している者 </td></tr> <tr> <td data-bbox="375 965 624 1126">融資期間等</td><td data-bbox="624 965 1374 1126"> 運転資金 10 年以内 (原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、2 年以内の据置可) </td></tr> <tr> <td data-bbox="375 1126 624 1182">融資限度額</td><td data-bbox="624 1126 1374 1182">有担保 2 億円、無担保 8,000 万円</td></tr> <tr> <td data-bbox="375 1182 624 1238">融資利率</td><td data-bbox="624 1182 1374 1238">年 1. 2 % (固定金利)</td></tr> <tr> <td data-bbox="375 1238 624 1503">受付機関</td><td data-bbox="624 1238 1374 1503"> 京都府制度融資取扱金融機関 京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿産業信用組合、京滋信用組合、商工組合中央金庫 </td></tr> <tr> <td data-bbox="375 1503 624 1559">実施期間</td><td data-bbox="624 1503 1374 1559">9 月 30 日まで</td></tr> </table>	融資対象者	京都府内に事業所等があり、府内で 6 か月以上継続して同一事業を行っている事業者で、以下の要件のいずれかを満たす中小企業者等 (1)直近 1 箇月間の売上高等が前年同期と比して 10%以上減少している者 (2)直近 1 箇月間の原材料費等が前年同期と比して 10%以上高騰しており、かつ、経営状況が悪化している者	融資期間等	運転資金 10 年以内 (原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、2 年以内の据置可)	融資限度額	有担保 2 億円、無担保 8,000 万円	融資利率	年 1. 2 % (固定金利)	受付機関	京都府制度融資取扱金融機関 京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿産業信用組合、京滋信用組合、商工組合中央金庫	実施期間	9 月 30 日まで
融資対象者	京都府内に事業所等があり、府内で 6 か月以上継続して同一事業を行っている事業者で、以下の要件のいずれかを満たす中小企業者等 (1)直近 1 箇月間の売上高等が前年同期と比して 10%以上減少している者 (2)直近 1 箇月間の原材料費等が前年同期と比して 10%以上高騰しており、かつ、経営状況が悪化している者												
融資期間等	運転資金 10 年以内 (原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、2 年以内の据置可)												
融資限度額	有担保 2 億円、無担保 8,000 万円												
融資利率	年 1. 2 % (固定金利)												
受付機関	京都府制度融資取扱金融機関 京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿産業信用組合、京滋信用組合、商工組合中央金庫												
実施期間	9 月 30 日まで												
問い合わせ	京都府 商工労働観光部 中小企業総合支援課 金融・経営支援担当 ☎ 075-366-4357												

※セーフティネット5号（市町村の認定が必要）の認定を受けた場合、普通保証枠とは別枠で融資限度額（有担保）2 億円・（無担保）8 0 0 0 万円まで、年利 1. 2 %、融資期間 1 0 年以内の借入が可能となります。

制度の名称	⑥ 【京都府】 災害対策緊急資金（セーフティネット保証４号）
支援の内容	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上げが減少する等、業況が悪化している中小企業者等を支援するため、京都府が実施する融資制度 【対象者】 京都府内に事業所又は営業所があり、セーフティネット保証４号（市町村の認定が必要）の認定を受けた特定中小企業者で、新型コロナウイルス感染症の発生による影響を受け、経営状況が悪化している方 【使途】 運転資金、設備資金 【利率】 ０.９％ 【融資期間】 １０年以内（据置２年以内） 【融資限度額】 普通保証とは別枠で （有担保）２億円 （無担保）８０００万円 【受付機関】 京都府制度融資取扱金融機関 冊子Ｐ４の受付機関を参照 【実施期間】 ６月１日まで
問い合わせ	京都府 商工労働観光部 中小企業総合支援課 金融・経営支援担当 ☎ ０７５-３６６-４３５７

制度の名称	⑦ 【京都府】 あんしん借換資金（危機関連枠）
支援の内容	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上げが減少する等、業況が悪化している中小企業者等を支援するため、京都府が実施する融資制度 【対象者】 京都府内に事業所又は営業所があり、危機関連保証（市町村の認定が必要）の認定を受けた特例中小企業者で、新型コロナウイルス感染症の発生による影響を受け、経営状況が悪化している方 【使途】 運転資金、設備資金 【利率】 （新規）１.１％ （借換）１.７％ 【融資期間】 １０年以内（据置２年以内） 【融資限度額】 普通保証・セーフティネット保証とは別枠で （有担保）２億円 （無担保）８０００万円 【受付機関】 京都府制度融資取扱金融機関 冊子Ｐ４の受付機関を参照 【実施期間】 ２０２１年１月３１日まで
問い合わせ	京都府 商工労働観光部 中小企業総合支援課 金融・経営支援担当 ☎ ０７５-３６６-４３５７

制度の名称	⑧ 【京都府】 （注）受付期限は4月30日までの予定 中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援補助金（中小・小規模企業等）
支援の内容	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、業況が悪化している中小企業・小規模企業等の支援を実施する。 【対象】①～③をすべて満たす中小企業・小規模企業等 ①京都府内に主たる事業所等を有していること ②新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少していること ③中小企業応援隊員のコンサルティングを受けていること 【補助率・上限】（小規模事業） 2/3 上限20万円 （中小企業） 1/2 上限30万円 【対象経費】設備導入や事業継続・売上向上につながる取組等に必要な経費 《💡ポイント》 経済活動の影響を書面等で証明できることや商工会議所等の支援実施などが条件です。活用例は、作業効率を大幅に向上させる機器や省エネ効果のある機器の導入経費、飲食店等でテイクアウトを始めるための容器・パッケージのデザインや作製経費、販売等のチラシのデザインや印刷経費、テレワーク導入経費など幅広い経費が対象となります。
問い合わせ	市町村の商工会議所または商工会

制度の名称	⑨ 【京都府】 中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援補助金（農林水産業者等）
支援の内容	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林水産業者等の支援を実施する。 【対象】 新型コロナウイルス感染症によって出荷・販売等の経済活動に影響を受けた農林水産業者、または、農林水産業者等が組織する団体 【補助率】 2/3 以内 【補助上限額】 20万円 【対象経費】販路開拓、新商品の開発、次期作への切り替えに要する経費 《💡ポイント》 出荷等の経済活動の影響を書面等で証明できることや普及指導員による支援実施などが条件です。活用例は、販売等のチラシのデザインや印刷経費、営業活動等の旅費、展示会等への出品経費、種苗・肥料等の資材費など、幅広い経費が対象となります。
問い合わせ	農業者 営農地域の農業改良普及センター 畜産農家 営農地域の家畜保健衛生所 林業者 森林技術センター ☎ 0771-84-1770 水産業者 水産事務所 ☎ 0772-25-0129

制度の名称	⑩ 【日本政策金融公庫】新型コロナウイルス対策マル経 (小規模事業者経営改善資金融資 通称「マル経」通常分とは別枠)
支援の内容	商工会議所等の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度 【対象】最近 1 カ月の売上高が前年又は前々年と比して5%以上減少した方 【概要】別枠 1,000 万円の範囲内で通常の貸付金利から融資当初3年間 0.9%金利引下げ、据置期間を運転 3 年、設備 4 年以内に延長 【利率】1.21% (融資当初3年 0.31%) 【融資限度額】1000万円 (通常分とは別枠) 【融資期間】(設備資金) 10年以内 (運転資金) 7年以内 《💡ポイント》 要件に合致すれば融資当初 3 年間、実質無利子となる利子補給制度の実施予定
問い合わせ	日本政策金融公庫 舞鶴支店 ☎ 0773-75-2211 日本政策金融公庫 京都支店 ☎ 075-221-7825 市町村の商工会議所または商工会

制度の名称	⑪ 【日本政策金融公庫】 新型コロナウイルス感染症特別貸付
支援の内容	日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者(フリーランスを含む)に対し、信用力や担保に依らず一律金利の融資制度を創設しています。 【対象】最近 1 カ月の売上高が前年又は前々年と比して5%以上減少した方など 【概要】融資後 3 年間、基準金利から 0.9%の金利引き下げ 据置期間が最長 5 年 【利率】中小事業 1.11% (融資当初3年 0.21%) 国民事業 1.36% (融資当初3年 0.46%) 【融資限度額】中小事業 3億円 国民事業 6000万円 【融資期間】(設備資金) 20年以内 (運転資金) 15年以内 《💡ポイント》 要件に合致すれば融資当初 3 年間、実質無利子となる利子補給制度あり
問い合わせ	日本政策金融公庫 舞鶴支店 ☎ 0773-75-2211 日本政策金融公庫 京都支店 ☎ 075-221-7825 市町村の商工会議所または商工会

制度の名称	⑫ 【厚生労働省】雇用調整助成金（特例措置）
支援の内容	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に休業手当等の一部を助成する制度です。 【助成対象】 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主 【対象期間】 4月1日から6月30日までの休業等に適用 【助成率】 4/5 ※解雇等をしていないなど上乗せ措置の要件を満たす場合 9/10 【加算措置】 被保険者に教育訓練を実施した場合 2400円 【助成限度】 年間100日 《💡ポイント》 感染症関連の特例措置として、従来の適用条件から事業開始1年未満の事業主、雇用6か月未満の労働者の休業、過去の助成金受給などの制限が緩和されています。
問い合わせ	京都労働局助成金センター ☎ 075-241-3269

(注)今後に予定されている支援メニュー

制度の名称	⑬ 【経済産業省】持続化給付金
支援の内容	感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。 【給付対象】 売上が前年同月比50%以上減少している、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者 また、医療法人、農業法人、NPO法人も対象となります。 【給付額】 (法人) 200万円 (個人事業者) 100万円 【相談窓口】 受付は補正予算の成立(4/22 見込) 1週間後からとなりますが、申請方法等に関する相談窓口が開設されています。 《💡ポイント》 この制度は、前年度からの事業収入の減少額について、ほぼ無条件で現金給付する制度です。膨大な申請が予想されるため、オンライン申請での受付とし、最短7日での支給を目指すとしています。詳細は今後、経済産業省等のホームページで公表されます。
問い合わせ	中小企業金融・給付金相談窓口 ☎ 0570-783183

制度の名称	⑭ 【日本政策金融公庫】 衛生環境激変対策特別貸付
支援の内容	新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む者を対象とした融資制度 【対象】 最近 1 カ月の売上高が前年又は前々年と比して 10%以上減少し、今後も減少が見込まれる方 【概要】 融資限度額 別枠 1,000 万円(旅館業は別枠 3,000 万円) 【用途】 運転資金 【利率】 基準金利 1.91% ※振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合員の方は0.9%の金利引下げ 【貸付期間】 運転資金 7 年以内(うち据置期間 2 年以内) 《💡ポイント》 商工会議所等の経営指導等は不要(日本政策金融公庫へ直接申込み)
問い合わせ	日本政策金融公庫 舞鶴支店 ☎ 0773-75-2211 日本政策金融公庫 京都支店 ☎ 075-221-7825

制度の名称	⑮ 【厚生労働省】 小学校等の臨時休業に対応する保護者支援 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)
支援の内容	新型コロナウイルス感染症の影響により小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援し、子どもたちの健康、安全を確保するための対策を講じるもの。 【適用日】 2 月 27 日～3 月 31 日の間に取得した休暇 ※対象期間が6月30日まで延長予定 【概 要】 就業できなかった日について、1 日当たり 4,100 円(定額) 【申請期間】 2 年 3 月 18 日～6 月 30 日
問い合わせ	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎ 0120-60-3999

制度の名称	⑩ 【厚生労働省】 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援 (労働者に休暇を取得させた事業者向け)
支援の内容	新型コロナウイルス感染症の影響により小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、労働基準法上の有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた企業に対する助成金 【適用日】 2月27日～3月31日の間に取得した休暇 ※対象期間が6月30日まで延長予定 【概要】 支給額 休暇中に支払った賃金相当額×10/10 ※日額上限 8,330円 【申請期間】 年3月18日～6月30日
問い合わせ	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎ 0120-60-3999

制度の名称	⑪ 【日本政策金融公庫】 農林漁業セーフティネット資金 (新型コロナウイルス感染症特例措置分)
支援の内容	新型コロナウイルス感染症の影響により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者を対象に、農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額の引上げ、実質無利子化、実質無担保等での貸付けを行うなど、必要な長期資金を日本政策金融公庫が融資します。 【対象者】 主業農林漁業者等であって、新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれがある方 【用途】 農林漁業経営の維持安定に必要な長期運転資金 【利率】 実質無利子(融資当初5年間(林業者は融資当初10年間)) 【融資期間】 10年以内（うち据置期間3年以内） 【融資限度額】 (一般)1200万円 (簿記記帳を行っている場合)年間経費等の12分の12
問い合わせ	日本政策金融公庫 京都支店 農林水産事業 ☎ 075-221-2147

制度の名称	⑱ 【日本政策金融公庫】 経営体育成強化資金（新型コロナウイルス感染症特例措置分）
支援の内容	意欲と能力をもって農業を営む者に対し、経営展開に必要な前向き投資のための資金と営農負債の償還負担を軽減するための資金を長期低利で日本政策金融公庫が融資します。 【対象者】 農業を営む者などであって、新型コロナウイルス感染症により経営に影響が発生している方 【使途】 経営改善資金計画に基づいて行う農業経営の改善を図るために必要な次の資金(新型コロナウイルス感染症により必要なものに限る) ・家畜等の購入・育成費、果樹等の新植・改植費、利用料の一括払い等 ・施設・機械の取得 【利率】 実質無利子(融資当初 5 年間) 【融資期間】 25 年以内【うち据置期間 3 年以内】 【融資限度額】 個人 1 億 5,000 万円、法人・団体 5 億円の範囲内
問い合わせ	日本政策金融公庫 京都支店 農林水産事業 ☎ 075-221-2147

制度の名称	⑱ 【農林水産省・京都府】 農業近代化資金（新型コロナウイルス感染症特例措置分）
支援の内容	意欲と能力を持つ農業を営む者等に対し、経営改善に必要な施設資金等を円滑に融通するため、都道府県等が農協、銀行等民間金融機関に利子補給措置を講ずることにより、長期かつ低利の資金を融資します。 【対象者】 農業を営む者などであって、新型コロナウイルス感染症により経営に影響が発生している方 【使途】 経営改善資金計画に基づいて行う農業経営の改善を図るために必要な次の資金(新型コロナウイルス感染症により必要なものに限る) ・農産物の生産、流通、又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧 または取得 ・果樹その他の永年性植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入 または育成 ・農地又は牧野の改良、造成又は復旧 ・長期運転資金 ・農村環境整備資金 など 【利率】 実質無利子(融資当初 5 年間) 【融資期間】 資金使途に応じ 7～20 年以内【うち据置期間 2～7 年以内】 【融資限度額】 農業を営む者 個人 1,800 万円、法人・団体 2 億円
問い合わせ	京都府広域振興局 農業担当部署 市町村 農業担当部署

京都府内各市町村社会福祉協議会（相談窓口一覧）

社協名	郵便番号	社協所在地	電話番号
福知山市	620-0035	福知山市字内記 10 番地の 18 福知山市総合福祉会館内	0773-25-3211
舞鶴市	625-0087	舞鶴市字余部下 1167 舞鶴市中総合会館内	0773-62-7044
綾部市	623-0012	綾部市川糸町南古屋敷 5-1 綾部市福祉ホール内	0773-43-2881
宇治市	611-0021	宇治市宇治琵琶 45 宇治市総合福祉会館内	0774-22-5650
宮津市	626-0041	宮津市鶴賀 2109 番地の 2 宮津市地域ささえあいセンター	0772-22-2090
亀岡市	621-0806	亀岡市余部町樋又 61-1 ガレリアかめおかふれあいプラザ内	0771-23-6711
城陽市	610-0121	城陽市寺田東ノ口 17 城陽市立福祉センター内	0774-56-0909
向日市	617-0002	向日市寺戸町西野辺 1-7 向日市福祉会館内	075-932-1961
長岡京市	617-0833	長岡京市神足 2 丁目 3 番 1 号 長岡京市総合生活支援センター	075-963-5508
八幡市	614-8022	八幡市八幡東浦 5 番地	075-983-4450
京田辺市	610-0332	京田辺市興戸犬伏 5-8 京田辺市社会福祉センター内	0774-62-2222
京丹後市	627-0111	京丹後市弥栄町溝谷 3464 京丹後市弥栄庁舎内	0772-65-2100
南丹市	629-0301	南丹市日吉町保野田垣ノ内 11 番地	0771-72-3220
木津川市	619-0214	木津川市木津川端 19 木津老人福祉センター内	0774-71-9559
大山崎町	618-0091	大山崎町字円明寺小字百々10-2 福祉センター「なごみの郷」内	075-957-4100
久御山町	613-0043	久御山町大字島田ミスノ 11 地域福祉センター「さつき苑」内	075-631-0022
井手町	610-0302	井手町大字井手小字東前田 23 番地 老人福祉センター「玉泉苑」内	0774-82-3499
宇治田原町	610-0252	宇治田原町大字荒木小字天皇 2 老人福祉センター「やすらぎ荘」内	0774-88-3294
笠置町	619-1303	笠置町大字笠置小字西通 90-1 老人福祉センター内	0743-95-2750
和束町	619-1212	和束町大字釜塚小字生水 15 社会福祉センター内	0774-78-3312
精華町	619-0243	精華町大字南稻八妻小字砂留 22-1 地域福祉センター「かしのき苑」内	0774-94-4573
南山城村	619-1411	南山城村大字北大河原小字大稲葉 4 南山城村保健福祉センター内	0743-93-1201
京丹波町	622-0213	京丹波町須知鍋倉 1 番地 1 京丹波町健康管理センター内	0771-82-0126
伊根町	626-0413	伊根町字泊 1 伊根町老人福祉センター「泊泉苑」内	0772-32-0176
与謝野町	629-2311	与謝野字加悦 433-5 与謝野町商工会加悦支所内 社協加悦支所	0772-42-7553

京都市内各行政区の社会福祉協議会（相談窓口一覧）

社協名	郵便番号	社協所在地	電話番号
北区	603-8143	北区小山上総町 3	075-441-1900
上京区	602-0931	上京区今出川通室町西入堀出シ町 285 番地 上京区総合庁舎内	075-432-9535
左京区	606-8103	左京区高野西開町 5 京都市左京合同福祉センター内	075-723-5666
中京区	604-8316	中京区大宮通御池下ル三坊大宮町 121-2 中京区地域福祉センター内	075-822-1011
東山区	605-0863	東山区五条通大和大路東入ル 5 丁目梅林町 576-5 「やすらぎ・ふれあい館」内	075-551-4849
山科区	607-8344	山科区西野大手先町 2-1 京都市山科総合福祉会館内	075-593-1294
下京区	600-8166	下京区花屋町通室町西入ル乾町 292 京都市下京総合福祉センター内	075-361-1881
南区	601-8321	南区吉祥院西定成町 32 京都市南老人福祉センター内	075-671-0709
右京区	616-8105	右京区太秦森ヶ前町 22-3 右京合同福祉センター内	075-865-1150
西京区	615-8156	西京区榎原百々ヶ池 31-18 西京ふれあい地域福祉センター内	075-394-5711
伏見区	612-8318	伏見区紙子屋町 544 京都市伏見社会福祉総合センター内	075-604-6541
伏見区醍醐 分室	601-1375	伏見区醍醐高畑町 30-1 パセオダイグロー西館 京都市醍醐老人福祉センター内	075-575-2070